

特措法に基づく緊急事態宣言に伴う施設休止方針

1 休止方針

「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」において、県民に対し、人の移動と、人と人との接触機会の抑制を図るため、法第45条第1項に基づき、生活に必要な場合を除き、徹底した外出の自粛を要請している。また、市内の感染状況は依然として高止まりを見せており、予断を許さない状況である。

これを受け、原則休止することを基本とするが、一部の施設においては、現状通りに開放する。

2 休止施設の対応

(1) 休止期間

令和3年1月12日から休止し、国が発出した緊急事態宣言が解除されるまでの期間（令和3年2月7日予定）とする。

(2) 休止施設

休止施設一覧表のとおり

(3) 予約について

休止期間中の対応は以下のとおり

- ・料金収納済みの予約については利用可能とする。
- ・予約のみで料金未納（令和3年1月8日締め）の予約及び使用料減免制度による予約についてはキャンセル対応とする。
- ・令和3年1月9日から2月7日までの新規予約の受付を停止する。
- ・休止対応に基づくキャンセル及び自粛による自己都合のキャンセルについては、キャンセル料やペナルティーを科さないとともに、料金収納済みの場合は還付する。

3 利用可能施設における20時以降の対応について

市の施設を民間事業者等が利用している場合、20時以降の営業及び11時から19時の時間帯以外における酒類提供については見合わせるよう、働きかけを行う。